

## 申請に必要なもの

- 1 本年秋肥(令和4年6月～10月に注文)、来年春肥(令和4年11月～令和5年5月に注文)の購入価格がわかるもの ▶ 注文票など  
※本年秋肥と来年春肥は、それぞれをまとめて、別々に申請してください。  
注文票のほか、領収書または請求書が必要です。
- 2 化学肥料低減に向けた取り組みに2つ以上取り組むこと  
下記のチェックシート(化学肥料低減計画書)で申告していただきます。
- 3 ● 販売実績がわかる明細書等  
● 肥料価格高騰対策事業参加申込書(様式 2-1)

### 一部抜粋

### 化学肥料低減計画書

作付概要	
作物名	作付面積(ha)
○○○	
○○○	
その他	
計	

「令和4年度又は令和5年度の取組」欄のうち、取り組めるものに○を記入してください。

- 2つ以上に○が付けばOKです。
- これまで既に取り組んでいるものもカウントできます。(その場合、1つ以上は新たな取組、または従来の取組の強化・拡大を含むようにしてください)



1. 実施する(してきた)取組メニューに「○」を付してください。
2. 「令和4年度又は令和5年度の取組」には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組の欄に「○」、従来の取組の強化・拡大に「○」を記入してください。

取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組		
		継続する取組	新たな取組	取組の強化・拡大
ア 土壌診断による施肥設計				
イ 生育診断による施肥設計				
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入				
エ 堆肥の利用				
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)				
カ 食品残渣など国内資源の利用(工と以外)				
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用				
ク 緑肥作物の利用				
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用				

## 申請についての問い合わせ先

### JAあいち海部(農産部・園芸部)

〒496-0876 津島市大縄町9丁目63番地

事業の内容や申請方法など、ご不明な点がございましたら、下記の窓口までお気軽にお問い合わせください。

農産部：0567-23-6913 園芸部：0567-23-6911

### 詳細資料



農林水産省  
公式ホームページ

### 説明動画



農林水産省  
YouTubeチャンネル

■ 下記の2次元コードから事業の詳細をご確認いただけます。

## JAあいち海部 組合員の皆様へ

# 肥料価格高騰対策事業の申請は 当JAにお任せください!

## 肥料価格高騰対策事業とは…

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の肥料費を国が支援するものです。



当JAでご購入いただいた肥料の申請に限り、JAあいち海部が取りまとめ事業者として、希望する組合員の皆様の申請を受付いたします。

## 支援の対象となる農業者

化学肥料の使用量の2割低減に向けて取り組む、販売実績のある農業者(※販売実績のない方は支援対象外です)

## 支援の対象となる肥料

令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料(本年の秋肥と来年の春肥として使用する肥料)が対象です。

## 支援の内容

化学肥料低減の取り組みを行った上で前年度から増加した肥料費について、その7割を支援金として交付します。

### 支援金の算定方法

$$\left[ \frac{\text{各農家で伝票類から把握} \uparrow \text{ 当年的肥料費} - \text{ 当年的肥料費} \uparrow \div \text{ 価格上昇率} \left[ \begin{array}{c} 1.4 \\ \text{※今回決定した秋肥での値} \end{array} \right] \div \text{ 使用料低減率} \left[ \begin{array}{c} 0.9 \end{array} \right]} \right] \times 0.7$$

### 肥料費が100万円の場合

$$\left[ 100\text{万円} - \left[ 100\text{万円} \div 1.4 \div 0.9 \right] \right] \times 0.7 = 14.4\text{万円} \quad \text{※小数点第2位で四捨五入}$$

## 支援の受付時期

対象期間	受付時期
令和4年6月～令和4年10月(本年秋肥)	令和4年11月7日(月)～12月6日(火)まで
令和4年11月～令和5年5月(来年春肥)	未定

※詳細が決まりましたら、ホームページ等で掲載します。